

広島県教育委員会告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定によって、次のとおり博物館登録原簿に登録した。

平成二十六年二月十七日

広島県教育委員会
委員長 大野 徹

設置者の名称及び住所	博物館の名称	博物館の所在地	登録年月日	登録番号
広島市 広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号	広島市現代美術館	広島市南区比治山公園一番一号	平成二六年二月七日	第三〇号